

V 用 地

(用 地 課)

V 用地

1 用地取得に関する事務

(1) 用地の取得

公共事業を施行していく上で前提となるのが事業用地の取得であり、これを円滑に行っていく必要があります。

このため、用地取得が困難となるケース等の諸問題解決に向け用地調整会議を開催し、問題意識を共有することで早期解決を図っています。

さらに、災害復旧や緊急等を要するものについては、用地取得班により早期取得するとともに、用地先行取得制度等、各種制度の活用や関係市町村との連携強化等により、事業用地の確保に努めています。

ア 各種制度の活用

・用地先行取得制度

通常は、事業実施年度に用地取得を行います。あらかじめ用地を確保しておく必要がある場合に、総務部財産活用課所管の福岡県土地開発基金により先行取得をすることができます。

・用地事務委託

一定の要件の下、市町村等へ用地事務を委託することで、用地取得が円滑に進むと判断される場合、協力依頼を行います。

イ 市町村との連携

用地取得に当たっては、補償以外のことでも種々の条件整備が必要です。市町村の協力によってそれが容易となり、交渉が円滑に進むことがありますので、市町村との連携強化に努めています。

(2) 用地対策連絡会活動

公共事業の円滑な推進を図ることを目的として、用地対策連絡会が設けられ、本県県土整備部（用地課）もその一員として活動しています。

〈組織及び活動〉

ア 中央用地対策連絡協議会 事務局：国土交通省不動産・建設経済局土地政策課公共用地室
用地補償に関する調査・研究等が行われています。

イ 用地対策連絡会全国協議会 事務局：関東地方整備局用地部
関係省庁に対する用地補償に係る制度改善要望等を行っています。

ウ 各地区用地対策連絡(協議)会 事務局：各地方整備局用地部等
全国10地区に設けられており、本県県土整備部は九州地区用地対策連絡会に所属しています。

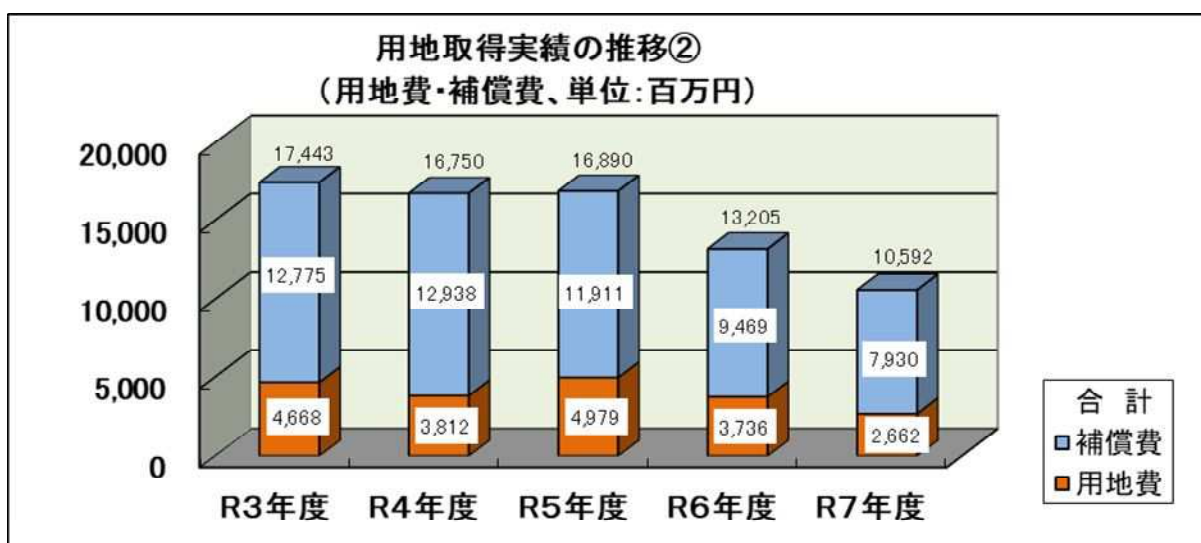
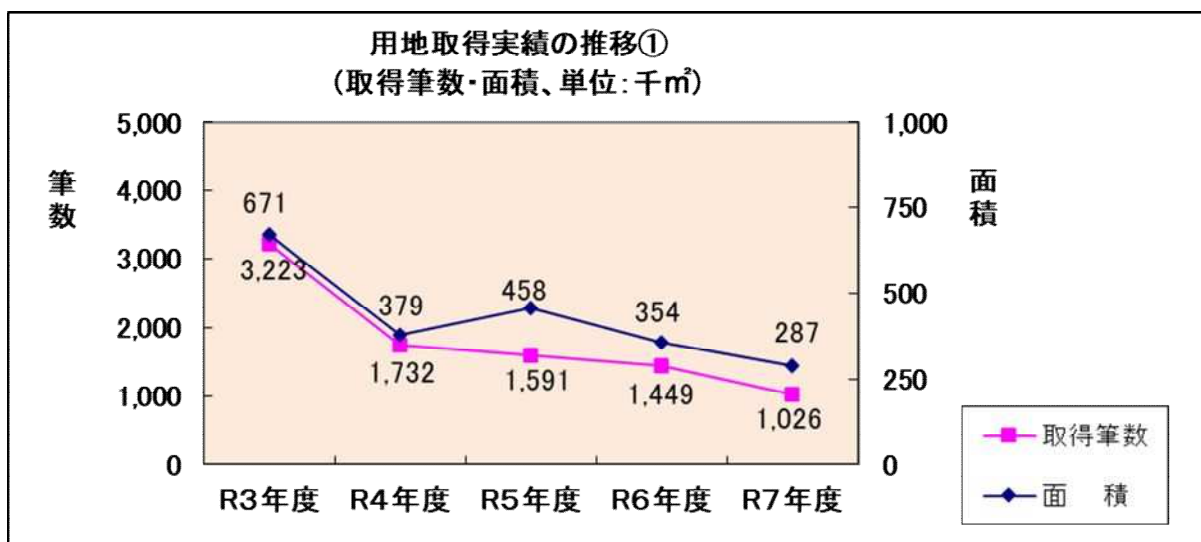
・会員 国（九州地方整備局、九州農政局等）、九州各県・市町村、九州電力送配電（株）、九州旅客鉄道（株）等

・活動内容 a 損失補償基準標準書の監修
b 損失補償基準等に関する調査・研究
c 機関誌の発行
d 用地職員研修 等

(3) 事業別用地取得実績 (令和7年度)

(単位:m²、円)

事業区分	取得面積	用地補償費
道路事業	107,847	6,590,833,461
河川事業	96,899	1,521,065,676
砂防事業	60,635	361,031,579
急傾斜地崩壊防止事業	8,739	14,192,190
海岸事業	4,397	63,785,045
港湾事業	76	4,135,654
河川総合開発事業	0	0
街路事業	9,266	2,036,945,678
公園事業	0	0
下水道事業	0	53,340
その他	0	0
合計	287,858	10,592,092,623



2 土地収用法に関する事務

憲法は、第29条第1項において、「財産権は、これを侵してはならない」と規定し、私有財産制を保障する一方、同条第3項では、「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる」と規定しています。これを受け、「公共の利益の増進と私有財産との調整」を図り、もって国土の適正かつ合理的な利用に寄与することを目的として制定されたのが土地収用法です。

土地収用法は、公共の利益となる特定の事業に必要な土地等を収用し、又は使用するための手続や損失の補償等について詳細に規定しており、国土交通大臣又は都道府県知事による事業認定制度と収用委員会による裁決制度の2つを柱として構成されています。

(1) 事業認定制度

事業の認定は、申請に係る事業が土地等を強制的に収用してまで施行するだけの公益性を有する事業であるかどうかについて判断したうえで、起業者に収用又は使用し得る地位を付与する行政処分です。

(2) 裁決制度

事業の認定を受けた事業に必要な土地等の取得に関して、権利者が事業自体に反対であるとき、補償金額に不満があるとき、境界争い等のため土地所有者を確定できないときなど、起業者と土地所有者・関係人との間で円満に解決できない場合には、起業者は、収用委員会に収用裁決の申請をして、土地等を取得することができます。

(3) 収用委員会

収用委員会は、土地収用法に基づいて各都道府県に設置されている行政委員会です。知事から独立して、公正・中立な立場で、起業者、土地所有者・関係人の出席のもとに審理や調査などを行い、収用する土地の範囲、権利者、損失の補償額、収用の時期等について、裁決という形で最終的な判断を下します。

なお、本県収用委員会の事務については、用地課収用係で担当しています。

「土地収用法」関係事務処理状況

区分		年度	R3	R4	R5	R6	R7
事業認定	大臣認定		1	0	0	1	2
	知事認定		1	3	2	3	1
	合計		2	3	2	4	3
裁	申請	前年度から繰越し	2	2	1	1	1
		裁決申請	2	1	2	2	0
		合計	4	3	3	3	1
決	処理	裁決件数	2	2	1	1	1
		和解件数	0	0	0	0	0
		取下げ	0	0	1	1	0
		翌年度への繰越し	2	1	1	1	0

(注) 上記区分の「裁決」は土地収用法第39条第1項の申請に係るものです。

3 公有地の拡大の推進に関する法律に係る事務

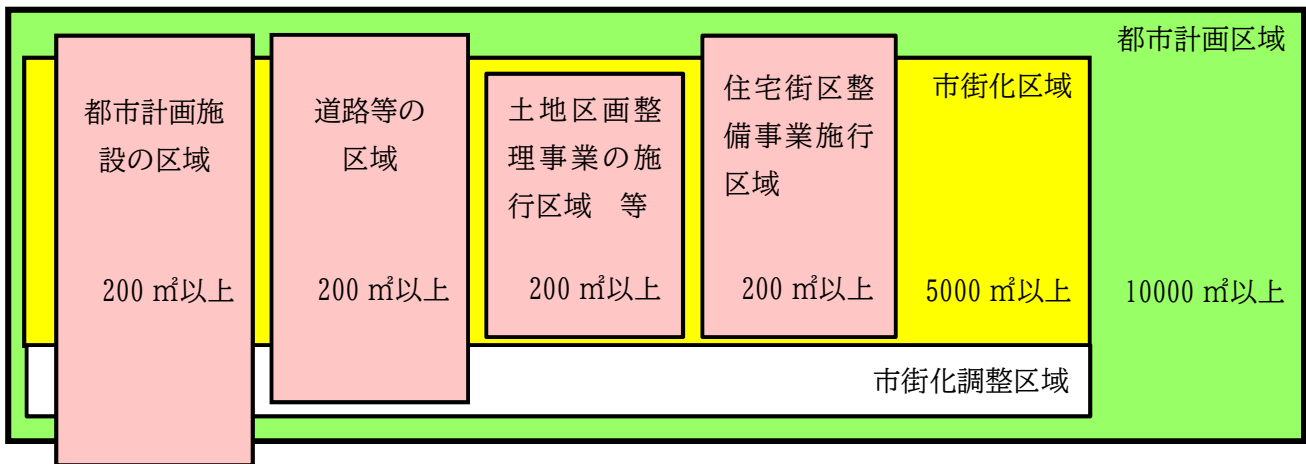
地方公共団体による公有地の拡大の計画的な推進を図ることにより、地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資するため、次の事務を所管しています。

(1) 同法第4条の届出に係る事務

都市計画施設の区域内及び都市計画区域内の一定規模以上の土地を所有する者が、当該土地を有償譲渡する場合の届出に係る事務です。

本事務は、当該土地の取得を必要とする地方公共団体等に、民間の取引に先立ち優先して交渉権を与える先買い制度に係るものです。

・届出の対象となる土地



(2) 同法第5条の申出に係る事務

都市計画施設の区域内及び都市計画区域内の一定面積以上(都市計画区域内の100 m²以上等)の土地を所有する者が、地方公共団体等に買取りを希望する場合の申出に係る事務です。

※なお、市の区域内的の土地について、届出・申出に係る事務は市長の権限に属することとなっており、町の区域内的の土地については、届出・申出に係る知事の権限に属する事務の一部を町に移譲しております。

4 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に係る事務

社会経済情勢の変化に伴い所有者不明土地が増加していることに鑑み、所有者不明土地の利用の円滑化に資するため、次の事務を所管しています。

(1) 地域福利増進事業に係る裁定に関する事務

特定所有者不明土地(所有者不明土地のうち、現に建築物(物置等の簡易な建築物を除く。)が存せず、かつ、業務の用その他の特別の用途に供されていない土地)について、地域住民等の共同の福祉又は利便の増進に資する事業に限り、知事の裁定により、10年又は20年(延長可)を限度とする使用权を設定するものです。

(2) 土地収用法の特例に係る裁定に関する事務

特定所有者不明土地の収用において、収用委員会の裁決を不要とし、知事の裁定とすること等により手続を簡略化するものです。